令和5年9月定例会 防災・感染症対策特別委員会(付託) 令和5年10月3日(火) [委員会の概要]

北島委員長

ただいまから、防災・感染症対策特別委員会を開会いたします。 (10時32分) 直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

- ○徳島県立南部防災館に係る指定管理者の応募状況について(資料1)
- ○10月以降の新型コロナウイルス感染症対策について(資料2)

平井危機管理環境部長

この際1点、御報告申し上げます。資料1を御覧ください。

徳島県立南部防災館に係る指定管理者の応募状況についてでございます。

1、募集スケジュールにございますとおり、7月25日から、県のホームページに募集の概要を公表するとともに、希望者に対し募集要項等を配布し、指定管理者の公募に必要な手続きを順次、行ったところであり、去る9月26日の申請書類の受付終了までに、2、応募状況に記載のとおり、1団体から申請がございました。

今後、指定管理候補者選定委員会における審査を経て、10月中旬に候補者を選定し、 11月定例会に議案として提出いたしたいと考えております。

報告事項は以上であります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

鎌村感染症•疾病予防統括監

保健福祉部から、1点、御報告させていただきます。資料2を御覧ください。

10月以降の新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上における位置付けが、5類感染症に変更され、9月30日までを移行期間として、幅広い医療機関による自律的な通常の対応への移行を図ってまいりました。

この度、国より10月以降の対応について通知がありましたので、主な変更点について、 御報告いたします。 2、主な変更点を御覧ください。相談窓口については、引き続き継続 すると示されております。

次に、治療薬、入院医療費については、段階的に縮小するとされ、治療薬については、 定額の自己負担が求められた上で、また入院医療費については、支援額を上限1万円とし た上で、それぞれ、公費による支援が継続となったところです。

次に、病床確保については、縮小する方針が示され、感染拡大期のみ対象とし、病床についても、重症、中等症II、酸素吸入が必要な方など、透析、周産期等の病床確保へ限定

する方針が示されております。

最後に、高齢者等施設対策については、施設等への行政検査の実施など感染拡大防止対策は継続とされ、また、施設内療養への支援については、一部要件や金額を見直した上で継続となっております。

今後は、国の方針に従い、本年10月から令和6年3月までを、新たな移行期間とし、通常医療との両立を更に強化するとともに、重点的、集中的な支援により、冬の感染拡大に対応しつつ、通常の医療提供体制への段階的な移行を図ってまいります。

報告は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

北島委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。それでは、質疑をどうぞ。

井川委員

この前、9月17日でしたか、東部防災館おきのすインドアパークの開所式がございまして、私も記念式典に出席させていただきました。

思いのほか本格的ないろなスポーツ設備があったり、広々とすばらしい所だったなという感想でございますが、本施設は大規模災害時には広域物資輸送拠点として、また、平時には家族で一日過ごせる全天候型インドアパークとして両面で活用できる施設であって、当日館内を視察させていただきましたが、想像していた以上に良い施設に仕上がっています。

今後、多くの県民の皆様方に活用いただけることを期待しているところであり、新聞報道やニュースなどにより、オープニングイベントにも多くの来館者があったと聞いておりますが、改めて開館後の利用状況について教えていただきたいと思います。

松本事前復興室長

ただいま、井川委員より、東部防災館の開館後の利用状況につきまして御質問を頂きました。

去る9月17日、県議会議員の皆様や防災関係者をはじめ約50名の皆様に参加いただきまして、東部防災館おきのすインドアパーク記念式典を開催したところでございます。

防災・感染症対策特別委員会におきましても、井川委員をはじめ多くの委員の皆様に記念式典に出席いただきましたこと、また、これまでの議会での御論議に対しましても、まずお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

記念式典の後、17日の午後から翌18日に掛かけて開催いたしましたオープニングイベントつきましても、スポーツ施設の無料体験や、工芸、プログラミングなど各種カルチャー体験等に大変多くの皆様に参加いただきました。

本イベントの2日間につきましては、約2,000名の方に来館いただいておりまして、期間中大きな混乱もなく、盛況のうちに終えることができまして、まずは良いスタートが切れたのではないかと考えております。

また、一般の施設利用を開始いたしました19日以降でございますが、本日まで2週間

たっておりますが、スポーツ施設やキッズパークなど子育て支援施設を中心としまして、 平日は1日平均約150名程度、週末につきましては、1日400名を超える多くの皆様に御来 館いただいている状況にございます。

さらに、今後、指定管理者におきまして、県民向けの多彩なスポーツ、カルチャー講座、そしてイベントの開催が予定されておりまして、更なる利用者の増が見込まれているところではございますが、引き続き、この東部防災館おきのすインドアパークが、県民の皆様に親しまれるにぎわい拠点施設として、幅広く活用いただけるようしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

井川委員

引き続き、魅力あるスポーツ、カルチャー体験やイベント開催など、ソフト機能の充実 を図っていただき、更なるにぎわいを創出していただくことを要望します。

やはり、子供たちが来て、もう1回来たいなという気持ちは大事ですので、そのときに 防災に関するいろいろなことを見られたら、もっともっと関心を持っていただけるのでは ないかなということで、しっかりと進めていただきたいと思います。

一方で、東部防災館の本来の機能は、飽くまでも大規模災害時に県内被災地の支援を行う広域物資輸送拠点であります。本施設が運用開始となったことで、先ほどの報告にもありました、南部防災館、西部防災館と、県内3圏域において、県立防災館が運用されることとなりました。

南海トラフ巨大地震をはじめ大規模災害時に、迅速な被災者支援につながる円滑な広域 物資輸送を行うためには、各施設がそれぞれの役割を踏まえ、更なる連携強化を図るべき であると考えますが、所見をお伺いいたします。

松本事前復興室長

ただいま、井川委員より、県立防災館における連携強化につきまして、御質問を頂きま した。

まず、東部防災館につきましては、徳島南部自動車道の徳島沖洲インターチェンジ、またマリンピア沖洲耐震強化岸壁に近接しました交通の結節点に位置する地理的優位性を有しております。

また、屋上にはヘリポートも備えておりまして、その機能を活用し、全国から被災時には大量に届く支援物資の集積、仕分、輸送を担う、全県域を視野に入れた中核的な広域物資輸送拠点と位置付けております。

また、南部圏域の南部防災館につきましては、南海トラフ巨大地震発生時に孤立が想定される海陽町にありまして、まぜのおかの体育館などと一体となりまして、陸海空、あらゆる手段で応援部隊や支援物資を受け入れる被災者支援の最前線となる現地災害活動拠点として考えております。

さらに、西部防災館につきましては、県西部における現地災害活動拠点としての役割は もちろんですが、南海トラフ巨大地震発災時には、沿岸域の後方支援拠点として、当防災 館との機動的な連携により、広域支援を担うようになります。

いざ発災時に、それぞれの施設が有する機能や役割を最大限発揮するためには、井川委

員がお話のとおり、各施設の更なる連携強化が何より重要であると考えております。去る 9月1日に開催した県総合防災訓練におきましても、東部防災館から、南部防災館のある まぜのおかまで、自衛隊へりにより支援物資を搬送する訓練を行ったところでございます。

今後とも自衛隊や県トラック協会など関係機関、さらには、ボランティアの参加も想定したより実戦的な訓練を積み重ねまして、各施設の連携による大規模災害時を見据えた広域物資輸送体制を構築しまして、県民の安全、安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

井川委員

本当に南部、西部、東部とすばらしい施設、拠点ができたと思います。

ただ、拠点はできたのですから、いざ発災というときに、迅速に連携できる体制作りが 必要だと思いますので、今後、しっかりと支援体制構築に取り組んでいただきたいと思い ます。

もう一つでありますが、今の防災拠点ができたということで、ヘリコプター、トラック等々で、被災地に物資を運ぶということでございますから、とりわけヘリコプターについてお伺いしたいのですが、以前、東北の大震災とか、いろいろ私も見て回ったのですが、ヘリコプターで上から見たら、なんとか小学校とか学校名を屋上に書いてあるんですね。誘導ヘリサインですか、あれは良いなと思いながら見たんですが、徳島県も山間部もあれば、いろいろありまして、特に、発災時は、徳島のヘリコプターではなくて、全国から全然土地勘のないヘリコプターが救援に来ていただいたら、ヘリポートができるような小学校、中学校のグラウンドには、やはり上から見て「あ、ここだな」と目的地が分かるようなサインというのがあって当然だと思うんです。

今、そういう誘導へリサインの設置について、徳島県の状況はどうなっているのか教えていただきたいと思います。

河野施設整備課長

井川委員から、小中学校でのヘリサインの設置状況ということで、質問を頂きました。 ヘリサインにつきましては、大規模災害時において、ヘリコプターの目視飛行の目標と なるものでありまして、建築物の屋上等に設置されているものとなります。

市町村立の小中学校施設におけるヘリサインについては、市町村が設置するものであるため、県の教育委員会としては、個々の設置状況については把握しておりません。申し訳ございません。

なお、県立学校施設につきましては、これまでに、誘導ヘリサイン緊急整備事業、耐震 改修事業や避難所等設備強化充実事業等により、ヘリサイン設置を行っておりまして、み なと高等学園に隣接するために対象外としましたひのみね支援学校を除く、全ての県立学 校43校で設置を完了いたしております。

井川委員

県立の高校等は、そうやって設置できているということでございますが、高校などとい

うものは数が限られている。特に山間部に行けば、高校などは、今はほとんどございませんし、市町村のやっていることですから、県がどうこうと、余り強引なことも言えないのでしょうが、是非とも全ての学校でできるようにということは、県が責任を持って、今後煮詰めていっていただければと思います。

市町村に進めていただきたいと思っているのですが、それに関して、県はどういうふう に考えているのでしょうか。県のことも教えていただきたいと思います。

松本事前復興室長

ただいま、井川委員より、誘導へリサインの設置につきまして、御質問を頂きました。 危機管理環境部としましても、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害時、陸路 による救助や物資搬送等が困難となりまして、ヘリコプターを用いた空路による災害対応 が非常に重要であると考えております。

特に、井川委員のおっしゃるとおり、他県からの応援部隊となるヘリコプターが迅速かつ的確に目的地にたどり着くためには、施設屋上などに施設名を明示する誘導ヘリサインが場外離着陸場の位置を示すだけでなく、目的地までのランドマークにもなることから、非常に有効な手段の一つであると認識しております。

今後とも、県立施設はもとより、指定避難所となる市町村の小中学校等におきまして も、誘導へリサインの設置が進むよう、県と市町村が情報共有を図る連絡会議の場におい て、丁寧な説明を行うなど、教育委員会や関係機関とも連携しながら、市町村への周知を 行いまして、理解の促進に努めてまいりたいと思います。

井川委員

本当に何度も言いますが、山間部ほど必要だと思います。ヘリコプターが降りられる所も限られておりますので、できれば市町村と連携を取って、そういう作業を進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

山西委員

私からは3点お尋ねいたします。

まず、神山町の行者野橋の架け替えについて、見解を伺います。

現在、徳島県の緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しが行われており、鮎喰川の右岸に設置する神山鮎喰線の追加が検討されているとお聞きしております。

また、対岸の鮎喰川左岸では、神山町と国道192号を結ぶ最短のルート、石井神山線が並行しており、防災面においては両路線をつなぐ行者野橋、阿野橋の2本の橋りょうが結節点として重要な役割を担うと考えてございます。

加えて、神山町ではサテライトオフィスの進出や、本年4月、神山まるごと高専の開校など、ますます交流人口が増えている状況でございます。行者野橋については、神山町の玄関口でございますが、老朽化の進行に加え1車線で対向もなかなかできずに渋滞発生により、周辺住民の方々の生活にも支障を来たしているというのが現状でございます。これまでの県の取組について、まずはお伺いいたします。

杉本道路整備課長

ただいま、山西委員から、行者野橋について、これまでの県の取組について、御質問を 頂きました。

神山町の阿野地区におきましては、鮎喰川左右岸の幹線道路、石井神山線と神山鮎喰線、これをつなぐ橋りょうと行者野橋とその約3キロメートル上流の阿野橋がございます。この両方とも、老朽化の上、車両の対向ができない1車線であったことから、架け替えの御要望を頂いているところでございました。

そこで、まず県としましては、昭和3年に架橋されました、小学校や町役場支所にも近い阿野橋のほうから、まず着手しまして、元の橋の下流側に併設して架け替えを行う計画として平成26年に事業着手をし、平成30年3月に新しい橋の供用を開始しております。現在は、旧橋撤去箇所の復旧工事を行っているところでございます。

一方、昭和36年に架橋されました行者野橋につきましては、石井町と神山町を結ぶ新童学寺トンネル開通を控えた平成13年に、現在の位置から約600メートル下流への橋りょうの架け替え案をもちまして、地元の説明会等を行ったものの、浸水被害や河川への影響を懸念する御意見を頂いており、ルート案について地元の合意に至らなかったという経緯がございます。

その後、県としましては、行者野橋の下流側に隣接します道路改良歯ノ辻工区を進めてまいりましたが、400メートルが平成29年度に完成しております。

行者野橋周辺における道路の状況にも変化が生じていることから、令和2年度には神山町に計画ルートに関する意向を伺うなど、検討すべき条件の再整備を進めてきたところでございます。

山西委員

地元の方々からは、行者野橋の早期の架け替えの御要望がたいへん強いところでございます。県として今後どのように、この行者野橋の架け替えに向けて取り組んでいくのかお伺いいたします。

杉本道路整備課長

行者野橋の架け替えに対する今後の取組について、御質問を頂きました。

神山町内におきましては、地元説明会を開いた平成13年当時に比べ、周辺では、新府能トンネルをはじめとする道路改良が大きく進んでおります。

行者野橋周辺におきましても、県道の交通量、また、土地の利用状況等に大きな変化も 生じていることから、橋りょうの架け替えにおけます検討すべき条件について、改めて整 理する必要があると認識しているところでございます。

引き続き、今後検討すべき条件の再整理を進め、神山町はもとより、地域の皆様の意見をしっかり踏まえながら、現在施工中の各工区も含めた神山町全体の道路ネットワーク整備の在り方について、しっかり整理するとともに、行者野橋については、ルートの見直しも含めた計画の検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

山西委員

架け替えの位置については、地元でも様々な御意見がございますので、しっかりと地域 の合意形成を図っていただくように努力を重ねていただきたいと思います。

交通量や土地利用状況等、最新のデータを整理して、地元の合意が得られる計画になるように進めていただきたいと思います。

次に、去る9月1日に、徳島県総合防災訓練が行われまして、私も海陽町のまぜのおかにお邪魔をさせていただいて、訓練を見させていただきました。

当日は初めてとなる高知県東洋町との連携訓練も実施されまして、訓練に当たっては、 自衛隊の大型へリコプターをはじめとする航空機も参加するなど、かなり大規模で実践的 な訓練であったと思います。

このような訓練を、いざ発災時の対応に役立てるということは、訓練を実施することも 大事ですけれども、訓練の後にしっかりと振り返りをし、反省をしながら今後につなげて いくという丁寧な作業が重要だと考えております。

そこでまず、今回の訓練を振り返っていただいて、どういう訓練であったのか、お伺い します。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

ただいま、山西委員から、今年の徳島県総合防災訓練の振り返りはどうであったかという御質問を頂きました。

当日は、天候にも恵まれて、千人余りの方に御参加を頂きました。山西委員をはじめ御参加された議員の方には、ここでお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それで、孤立が想定されます海陽町まぜのおかを主会場に、同じく孤立が想定されます 高知県東洋町と連携いたしまして、孤立救援体制の強化に主軸を置くとともに、県境をま たぐ初の総合防災訓練を実施したところでございます。

まず孤立救援体制の強化につきましては、内閣府の南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画、県の広域防災活動計画などに基づきまして、自衛隊、警察、消防、DMATなどで構成いたします合同救助部隊を、孤立が想定される地域へ実際に動かす訓練を行いまして、準備段階から関係機関との緊密、綿密な調整を行い、顔が見える関係の構築、さらには、部隊運用方法等の確認検証などを行い、孤立の救援に必要となる連携支援体制の強化につながる取組ができたと考えております。

次に、県境をまたぐ東洋町との救援活動訓練につきましては、令和2年度の2月議会の 御議論を受けまして、令和3年度に設置した徳島県海部郡と高知県東洋町における南海トラフ地震対策連携協議会での取組を具現化する形で、東洋町甲浦港を活用した海上自衛隊などの艦船による海からの物資輸送、避難所となる宍喰中学校への物資の配送などを実施いたしまして、県境をまたぐ救援活動の連携手法など、今後につながる知見を得ることができたと考えております。

このように、今年度の訓練では、関係者の皆様の協力により、当初計画していた訓練を全て実施することができ、一定の成果を得ることができたと考えておりますが、一方、災害時の県境をまたぐ情報共有の円滑化などの課題もありますことから、更なる連携支援体制の強化を図る必要があると考えております。

山西委員

今年度の訓練を振り返って、一定の成果はあったという答弁でございましたけれども、 情報共有での課題があったということでございます。

南海トラフ巨大地震が発生した場合の救援対策の強化を、今回の訓練を教訓にして更に 連携強化を図っていく必要があると考えておりますが、今後どのように対策していくのか お伺いします。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

ただいま、訓練の成果を踏まえて、今後どのように地震対策の強化をしていくのかという御質問を頂きました。

訓練の目的でありました孤立救援体制と県境をまたぐ救援活動の強化は、これらを一体的に捉えて推進することにより、その相乗効果が発揮されて、より一層南海トラフ巨大地震への対応力向上へとつながるものと考えております。

特に、南海トラフ巨大地震発災時に甚大な被害が想定されております海部郡3町と東洋町は、従来から生活や文化が同じで、DMVの開通と相まって、その結び付きは、ますます深くなってきているところでございます。

そこで、これら地域における南海トラフ巨大地震対策に、この訓練の成果を生かしていくために、徳島県海部郡と高知県東洋町における南海トラフ地震対策連携協議会を今月中に開催すべく、今、準備を行っているところでございます。

それで、この協議会におきまして、南海トラフ巨大地震発災時における県境をまたぐDMVなどを活用した広域避難体制、空路、海路、陸路を活用したハイブリッドな物資輸送体制、さらには、情報共有の在り方などについて、訓練を踏まえて様々な視点から検討し、海部郡3町、東洋町はもとより、徳島県、高知県との連携により、南海トラフ巨大地震発災時の救援体制の強化を進めていきたいと考えております。

今後とも、協議会で議論を深めまして、行政区画を越え南海トラフ巨大地震を共同で迎え撃つ体制を構築し、住民の皆様の安全安心の確保につなげてまいりたいと考えております。

山西委員

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、徳島県という枠組みにこだわらず、行政区画を またぐ広域的な救援活動が必要になってまいります。

その意味では、今回の総合防災訓練において高知県東洋町と連携訓練ができたことは、 大変意義深いものだと思います。

是非、今回の訓練や協議会での成果を生かして、南海トラフ巨大地震が発生した際には 行政区画を越えた広域防災活動が迅速・的確に実施できる体制を、県、市町村で構築をし て、県民の皆様の生命と財産を守り抜いていただくよう、引き続き連携強化を図っていた だくようにお願いをしておきます。

最後に、コロナ、インフルエンザの関係についてお伺いをしたいと思います。先ほど御報告もございましたけれども、10月以降の体制について、まずは、確認をしていきます。

まず、新型コロナ及びインフルエンザの現在の感染動向について、どのような認識をし

ているのかお伺いします。

井口感染症対策課長

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの県内の流行状況についての御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、先の防災・感染症対策特別委員会で、山西委員から御発案いただき、注意喚起メッセージの運用を開始しておりまして、8月31日の時点で、今回の波の最高点である22.35人という定点当たりの報告数があったところでございます。

その後、緩やかに減少しておりまして、先週9月28日に公表させていただいた定点当たりの報告数は9.00人という状況で、比較的ピークアウトしてきたかなという状況ではあります。

また、インフルエンザにつきましては、9月に流行入りということで、平成21年以来の早さでございます。

現在の状況といたしましては、9月4日から10日の週が6.86人、9月11日から9月17日の期間が10.35人、この時点で県全体にインフルエンザの注意報を発令したところでございます。

先週、公表させていただきました9月18日から9月24日では8.97人というところでございます。

年代別では15歳未満の方が70パーセントを超えているというところでございます。

インフルエンザとコロナの同時流行に近い状況になっているところでございますので、 県としましても、注意深く今後の感染状況を見ていきたいと考えておりますし、県民の皆 様に対しまして、基本的な感染防止対策を心掛けるよう呼び掛けてまいりたいと考えてお ります。

山西委員

感染状況はコロナ、インフルエンザ共に、極めて警戒すべき状況だと思います。

特にインフルエンザについては、年代別で15歳未満の方が74.8パーセントとのことです。

つまり、保育所とか学校内で、かなり感染が拡大してきて、恐らくこれが、家庭内に持ち込まれ、そして職場内に持ち込まれるという想定ができるのかなと。

今回、インフルエンザは、時期的にはかなり速いスピードで感染拡大しておりますので、まだそこまで皆さんがワクチンを打たれていないという状況が、今のこの10月だと思いますので、極めて警戒をしていく必要があると思っております。

コロナについてですけれども、御報告のあった10月以降、コロナ対策で治療薬とか入院 医療費について、いろいろ変更点もあったという御報告でございましたけれども、もう少 し詳しく御答弁を頂ければと思います。

井口感染症対策課長

10月以降の新型コロナ対策の治療薬や入院医療費についての御質問でございます。

国は来年4月から新型コロナ対応を通常の医療提供体制で行うという方針の下、この冬の感染拡大への備えから、この10月から令和6年3月までを新たな移行期間としまして、 段階的な移行を実施するというところでございます。

その中で、新型コロナの治療薬につきましては、通常医療との両立、他の疾病との公平性の観点から個人負担を求めるとしたものの、薬価の状況を考慮した緩和措置として、一定の配慮が示されたところでございます。

具体的には、治療薬につきましては、9月末までは、全額公費負担、窓口ではコロナ治療薬に関しましては無料でございましたが、10月以降につきましては、健康保険の負担割合に応じまして、一定の金額を頂戴するということになっておりまして、主に75歳以上の1割負担の方につきましては3,000円、2割負担の方につきましては6,000円、3割負担の方につきましては9,000円となっております。

コロナの治療薬の多くは、薬価が1治療当たり約9万円を超えるというところでございます。

通常、これを3割負担しますと約2万7,000円を超えての負担というところでございますが、3割負担の方で9,000円、約1割にしたということを国は言っている状況でございます。

また、入院医療費につきましては、高額医療費、高額療養費のそれぞれの制度を活用しておりまして、9月末までは最大で2万円の支援でございましたが、10月以降は最大1万円の支援に変更になっているところでございます。

山西委員

国は恐らく令和6年度4月に通常の診療体制にしていきたいのだろうと思いますけれど も、これだけコロナの状況が続く中で、私はかなり心配しています。

先ほど答弁を頂きましたけれども、10月以降3割負担の人で9,000円ということでございまして、高額だなという印象です。

薬を出してもらうときに、一瞬だけでも薬をもらうか悩まなければならない状況という のは問題だと思います。

これは、なかなか県で解決すべき問題ではないと思いますので、引き続き、国に対して 公費での支援を継続するなど、県民の皆様方に過度な負担が生じないように要望を重ねて いただきたいと思います。

もう一つ心配しているのが、病床のことです。

10月以降の病床の確保については、どのようになっているのか確認しておきます。

井口感染症対策課長

10月以降の確保病床についての御質問でございます。5月8日以降、県が病床確保料を支出しまして確保していた病床は、264床でございます。

10月からは、通常医療との公平性等を考慮し、効率的、効果的な運用の必要があるとして、病床確保料の対象範囲を、重症、中等症、酸素吸入が必要な方とかの入院患者等に重点化するという国の方針が示されまして、国は感染状況に応じた段階を示し、県はそれに応じた病床確保を行うことになっております。

具体的には、オミクロン株流行期、波で言いますと第7波、第8波の最大入院者数を基準にし、段階に応じて病床確保していくというところでございます。

最大入院者数が3分の1、県の試算で155名になりますが、155名の方が入院された段階で20床の病床確保、2分の1の段階、233名の段階で78床を確保すると。最後の3段階目で最大値の8割の入院、大体373名でございますが、こちらについては78床以上、こちらのほうは、その前段の2分の1から8割の入院者の増加の度合いによって上積みする病床は変わってきますので、78床というところではございますが、こちらのほうを順次確保してまいるということになっております。

山西委員

まだまだコロナ感染によって入院をしなければならない患者さんが、これから少なくなっていくとは思えないと、一定の病床数は確保しなければならないという思いもありますけれども、先ほどの答弁で、県があらかじめ確保する病床は、縮小されていくということでございまして、真に入院が必要な方が速やかに、スムーズに入院できる体制になっていると言えるのか、認識をお伺いします。

井口感染症対策課長

10月以降の新型コロナ対策におきまして、真に入院が必要な方が入院できるのかといった御質問です。

5月8日に新型コロナウイルス感染症が、5類となったところで外来対応、入院受入れ につきまして、以降、幅広い医療機関で御対応いただいてきているところでございます。

5類移行前、それから5類移行後も定期的に県、保健所、それと入院受入れを行っていただいておりました重点医療機関との情報交換というのを絶えずさせていただきまして、 意見交換をしているところでございます。

また、外来対応であるとか入院での治療に関しましては、県医師会との共催で治療に関する研修会を都度都度、必要に応じて実施しているところでございます。

こうしたことから、病床確保料の対象とならない医療機関におきましても、自院の入院中やかかりつけの患者、関連の高齢者施設からの受入れなどを中心に、確保病床によらない医療機関の自律的な対応による、幅広い医療機関での受入れに、現在、御尽力いただいているところでございます。

引き続き、県医師会、郡市の医師会、県内医療機関の皆様の御協力の下、入院が必要な 方が安心して入院できる医療提供体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

山西委員

県医師会の先生方をはじめ、医療関係の皆様方には、この間大変いろいろ御尽力を頂いておりまして、感謝をするところでございますけれども、医師会の先生方とか医療関係の方に任せきりにしないということも重要だと思います。

真に入院が必要な方には確実に入院ができるように、県内医療機関としっかりと連携をして、緊張感を持って対応していただきたいと思いますし、国の方針が前提にあるので、なかなか県としてどこまでできるのかというのは、先ほどのコロナの薬代の事もそうです

けれども、難しい面はあると思います。

そこは県の皆様方が、国の方針と現場の実情の隙間を埋める努力をしっかりとしていただきたいし、現場の声を速やかに国へ届けるということを、これからもしっかりとやっていただきたいということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

井下委員

先日の本会議で質問をさせてもらいたいと思っていたのですが、時間がなくてできなかったのですけれど、そのぐらい思い入れのある質問でもございますので、ワンヘルスについて質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症、またマダニが媒介するSFTSなど、感染症法で指定されている感染症のうち、約6割が動物が持つ病原体が人に感染する動物由来感染症とされております。

今後、動物由来感染症から私たち人の健康を守るためには、動物の健康及び環境の健全性を併せて守るというワンヘルスの理念に基づく取組が非常に重要だと思います。

こんな中、県議会においては、私が座長を務めさせていただきました政策条例検討会議において検討、議論を重ね、先の令和5年2月定例会において、徳島県ワンヘルス推進条例を議員提案により全会一致で可決、制定させていただきました。

本条例は、動物由来感染症の発生予防とまん延防止に向け、人と動物、そして地域環境 が調和した共生社会の実現を目指すものであり、県民の皆様への本条例の趣旨やワンヘル ス理念の普及啓発が、正しく恐れるという意味でも不可欠と考えます。

県におきましては、条例で定めるワンヘルス推進月間である9月に、様々な普及啓発に 取り組まれたと承知しておりますが、改めてその取組について教えてください。

岸本安全衛生課長

ただいま、井下委員より、ワンヘルス推進月間である9月における普及啓発の取組状況 について御質問がございました。

人と動物の健康及び環境の健全性は一つのものと捉えるワンヘルスの理念及び徳島県ワンヘルス推進条例の趣旨につきまして、広く県民の皆様に御理解していただくべく、条例の定めるワンヘルス推進月間である先月、9月に普及啓発活動を行ったところでございます。

具体的には9月9日、マダニ媒介感染症の第一人者であられる徳島県医師会の馬原医師のほか、関係の皆様に御協力を頂きまして、マダニ媒介感染症等の予防、治療に関する県民公開講座の開催、また9月17日には徳島県医師会や徳島県獣医師会等との共催で、ワンヘルスってなんだろうをテーマに、とくしまワンヘルス推進シンポジウム2023を開催し、徳島県議会からは庄野議員に講師をお引き受けいただきまして、徳島県ワンヘルス推進条例につきまして、条例制定の背景や内容等について御講演いただくとともに、基調講演やパネルディスカッションを通じまして、分かりやすい情報発信に努めたところでございます。

さらに、9月23日、県動物愛護管理センターが毎年開催しております動物愛護のつどい におきまして、子育て世代をはじめ幅広い世代を対象として実施しましたワークショップ やブース出展等を通じまして、普及啓発を図ったところであり、今後とも県民の皆様に対するワンヘルス理念の理解醸成に努めてまいりたいと考えております。

井下委員

いろいろと取り組んでいただいているということで、1年目なので今からかなというところがございますが、今後、県民の皆様への普及啓発というのは当然なんですが、ワンヘルスの取組を効果的、積極的に展開していくためには、県民の御理解とともに関係者との連携、協力が必要と考えます。

先般、県がとりまとめた「徳島新未来創生」政策集に、ワンヘルスの普及、実践について関係者との連携体制として、ワンヘルス推進センターの構築を推進するとの方針が盛り込まれたことはすばらしいと思っております。

そこで、現時点で答えられる範囲でかまいせんので、センターが担う機能と今後のスケ ジュールなどについて教えてください。

岸本安全衛生課長

ただいま、井下委員より、ワンヘルス推進センター、仮称でございますけれども、その 構築につきまして、機能であったり今後のスケジュールにつきまして御質問を頂きまし た。

今後、県民の皆様へのワンヘルスの普及啓発をはじめ、ワンヘルスの実践を進めていくためには、全県的な周知活動の展開、各関係機関における推進策の実施、ワンヘルスに関する知見、研究情報等の共有などが重要であり、各界、各層における統括的な連携体制の早期構築が不可欠であると考えております。

そこで、このような認識の下、ワンヘルス推進センター、仮称でございますけども、その早期構築を目指しまして、医師、獣医師など専門家から構成されております既設の動物由来感染症対策検討会からも御意見を頂きながら、鋭意検討を進めてまいりたいと考えております。

井下委員

この徳島県ワンヘルス推進条例を作る時に、私が一番賛同した部分というのが、知るということができると思ったからです。

いろいろと見解があると思いますが、コロナウイルスで3年以上、私は主に怖がり過ぎと言いますか、必要以上に怖がることで、人は行動制限されたりとか、それによって経済が止まったとか、学校で子供たちに大きな影響が出たということもございました。

あれもこれも怖いというのではなくて、しっかりと正しい情報を出して、しかもそれを それぞれみんなが捉えて考えて、正しく恐れるということが一番大事だと思っておりま す。

最近、うちの子供とかでも、マダニの話をします。僕らのように、小さい頃、山を走り回っていた人間からすると、余りピンとこないところもあるのですけれど、それも合っているというか、情報の出し方として、怖いではなくて、こういうのは当たり前にあるんだから、どういうふうにやっていくかとか、環境を守ることで、そういうことがどれだけ抑

制されるのかとか、いろいろなアプローチの仕方があるし、年代によって、子供への教え方とか、大人への教え方とか、例えばペットを飼っている人とか、いろいろあると思いますので、いろいろな所でしっかりとした情報を出してほしいというのが、今回、私がこの徳島県ワンヘルス推進条例を作るに当たって一番賛同した部分ですので、今後、推進センターを作ってやっていっていただけるということですが、いろいろな人に理解をしていただけるような情報というのを心掛けていただきたいと思っております。しっかりと連携をしてやっていただきたいと思っておりますし、我々もまた後押しさせていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

達田委員

何点かお尋ねしたいと思います。

1点目は救急搬送のことなんです。救急車を呼んでも、なかなか病院に行ってくれない というようなお話も聞きます。

これまで消防庁が新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案に係る状況調査についてということで、全国に依頼をして数を出しております。

ただ、これを見ましたところ、主な消防署ということで、徳島県であれば徳島市が対象になっておりますし、香川県でしたら高松市が対象ということで、大きな所だけの数が出ているんですけれども、救急搬送の困難事案というのは、徳島県全体の状況で、どのようになっているのか、最近の状況を教えていただければと思います。

林消防保安課長

ただいま、達田委員より、救急搬送困難事案の県内の状況について御質問を頂いたところでございます。

まず、救急搬送困難事案とは何かというところなんですが、救急隊員による医療機関への受入れ照会回数が4回以上かつ現場滞在時間が30分以上の事案になってまいります。

この救急搬送困難事案につきましては、コロナ禍になりました令和2年4月から、県内の状況についても、消防保安課で取りまとめをさせていただいておるところでございまして、質問のありました最近の状況につきまして御説明させていただきますと、ピークが第8波、今年の1月に最大件数になったところでございまして、その時が県内で372件の困難事案件数があったところでございますが、その次の2月については、200件ぐらいまで落ちて、徐々に落ちてきて減少傾向になってきたわけでございますが、この夏場、7月につきましては、救急搬送困難事案件数は県内全体で161件あったところでございます。

そのうち、コロナ疑いの件数が27件となっておるところでございまして、次に8月につきましては、困難件数が県内全体で229件、うちコロナ疑い件数が40件となっておるところでございます。そして、この9月が、まだ9月末までの数字は集計しておるところでございまして、9月1日から9月24日までの集計になるのですが、県内全体で搬送困難件数が120件、うちコロナ疑い件数が15件となっておるところでございます。

達田委員

これは、消防庁のほうから令和2年の4月23日に通知が来て、それからずっと調べてお

られると思うのです。

この間、夏季には熱中症が非常に多いわけですけれども、コロナが非常に多かった時は、熱中症による救急搬送人員の調査というのはお休みしますよという時もあったようなんですけれども、今また調査をされていると思うのです。

ですから、今はコロナ対応、熱中症対応ということで、救急車も毎日のように非常に忙しい状況で活躍されていると思います。

そういう中で、救急搬送困難事案というのは、救急隊による医療機関への受入れ照会回数が4回以上、4件の病院を当たってみても入れていただけないということ、それから現場での滞在時間が30分以上ということで、非常に長い間、待たされて、なかなか出発してくれないという状況を言っているわけなのですよね。

ですから、徳島県でも例外ではなく、こういう事例があるということなんですけれど も、搬送がなかなかできない、なかなか受入れてもらえないというのは、どういう要因で そうなっているのでしょうか。

林消防保安課長

ただいま、達田委員より、救急搬送困難事案の増える要因ということで御質問を頂いた ところでございます。

最近の高齢化もありますし、当然先ほど達田委員がおっしゃられたように、夏場でしたら熱中症の患者さんも増えるところでございまして、基本的に救急搬送件数が増えますと、どうしても困難事案も増えてくるという状況と考えておるところでございます。

達田委員

今、御家族にも頼れる人がなかなかいないということで、高齢化の中で、高齢者だけで生活されている御家庭も多いです。ですから、どうしても何かあったときに、救急車が一番頼りになるのですよね。すぐに呼ばれると。しかし、すぐに来てくれるというのは、有り難い話なんですよね。

なかなか病院の受入れができないという状況はあるのですけれども、全国の状況を見てみますと、各消防本部からの救急搬送困難事案に係る調査で、県庁所在地ですけれども、困難事案が0という所もあるんですよね。ものすごく多い所もあれば、0という所もあるわけです。

例えば、長野県は前週も今週も0、岐阜県も前週も今週も0、それから鳥取県も前週も 今週も0というふうに、こういう所は少ないですけれども、一応あるんですよね。

ところが、ものすごいたくさんの救急困難事案がある県もあるということで、ものすご くばらつきがあると思います。

ですから、これを解消するために、救急車に乗ったら病院に連れて行ってくれるとみんな思っているわけですけれども、なかなか出発してくれないという、これは私が昨年聞いたお話ですけれども、来てくれたんだけれど、救急車は出発してくれたんだけれども、ぐるぐる回って、どこも受け入れてくれなくて、結局、帰ってきましたというお話もお聞きしました。

本当に残念なことなんですけれども、これを解決するために、どのようにすればいいの

か、県は解決策をお考えになっているでしょうか。

林消防保安課長

ただいま、達田委員より、救急搬送困難事案を減らしていくためにはどうすれば良いのかという御質問を頂いたところでございます。

近年、救急搬送件数が増加傾向にあるというところではございますが、統計的な話をさせていただきますと、そのうちの約4割は、入院を要さない軽症の方がおられるというデータもあるところでございます。

まず、医療現場や救急現場のひっ迫を減らしていくために何が重要かということで、救急搬送のひっ迫を防ぐためには、救急外来や救急車の利用については、真に必要な場合に限ることが重要ではないかと考えているところでございます。県といたしましては、急な怪我や病気をしたときに、救急車を呼んだほうがいいのかと判断に迷ったときは、電話相談窓口井7119でありますとか、容態が悪いのが子供さんでありましたら、こども電話相談井8000という相談窓口を設置しているところでございまして、まずはこちらのほうに是非電話をかけて御相談いただいて、判断していただけたらと考えているところでございます。

救急車の適正利用につきましては、とても重要であることから、今年度につきましては、救急車の適正利用を県民の方に是非、御理解いただきたいということで、先ほど申しました#7119や#8000については、保健福祉部と連携しながら、ホームページに掲載したり、チラシを作って県民の方に周知をしたりしているところでございます。また、今年の夏場に掛けまして、救急車の適正利用をテーマといたしましたポスターコンテストを実施させていただいている最中でございまして、そこで集まってきた優秀作品につきましては、その作品を活用したポスターやチラシ等を作成して、県民の方に周知啓発を実施してまいろうと考えているところでございます。

また、救急現場の負担の増加傾向がみられた際は、救急車に乗っているのは地元の各消防本部になりますので、救急現場の現状把握や情報共有を行うための臨時の消防長会議等を開催して連携を図るとともに、一市町村や一消防本部の消防力のみをもってしても救急搬送に対応できず、応援要請先の決定等が難航した場合は、県が調整役として間に入って調整をしてまいりたいと考えているところでございます。

引き続き、現場での救急活動、救急搬送が円滑に実施できるよう、保健福祉部はもとより、各消防本部や市町村と連携いたしまして、県民の皆様の安心安全の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

達田委員

山形県の場合なんですけれども、県民の皆様にお知らせをしておりまして、救急搬送困難事案が増加した要因として、コロナ禍の影響によって救急搬送件数が増加して救急病院がひっ迫している。だから困難事案が増えてくるんですという説明をされているんですね。

病院からは、ほかの患者さんに対応している、あるいは入院ベッドの空きがないといった理由で、受入れを断られているケースが増加しておりますということなんですね。

ということは、入院ベッドを確保しておかないと間に合わない。それからお医者さんの確保ですね。医師の確保、ベッドの確保をきちんとしておかないと間に合わないということですよね。

この山形県の場合は、救急車を呼ぶかどうか迷った場合は、先ほどおっしゃったように 専門で無料相談できますので、ここへかけてください、サービスも行っておりますという ことで、お知らせはしておりますけれども、適正に利用してくださいというような言葉で は書いておりません。

ですから、本人もまだ軽い症状かなと思っても、二、三日して急変して亡くなったということも、何人もいらっしゃいますので、症状が大変なときは救急車を呼んで病院に行けるという状況がきちんと確立できているということが大事だと思うのです。

コロナの時も、私の家族が3人ほどコロナにかかりまして、それで、電話で相談となりましたが、とにかく調子が悪かったら我慢しないで即救急車を呼んでくださいと力強く御相談に乗っていただいたりしました。

本当にそうだなと思うんです。家族で重病になった者もおりまして大変だったので、状態が悪かったらすぐに病院に診てもらえるという、そういう体制が一番だと思いますので、是非、充実した医療機関にしていただけるようにお願いしておきたいと思います。

次に、防災訓練について、私も9月1日の防災訓練に行かせていただいて、いろいろな機関が協力して、そして命を守るという訓練に参加をされて、本当に頼もしいなと思って見ました。

そういう中で、特に航空機なんですけれども、下から見ておりますと、これが防災ヘリなのか、ドクターヘリなのか、自衛隊のヘリなのか、黒い影に見えるので何か分からないんですよね。

モニターでは映るんですけれども、今何をやっているのかということが詳しく分からないんです。

ですから、今飛んできたのが何々ですよとテロップが流れるとか、説明が流れてくれればよく分かるのですけれども、上を見ても、そばへ来るまで分からない。下で見ていますと、ドクターへリのかっこいい青が見えるまで分からないというような状態なんです。ですから、参加された方がよく分かるような説明をしていただけたらと思います。

それと救急搬送、物資の輸送とか、ドローンの活用とか、こんなことができるんだということで、すごく目を見張るような訓練をされておりました。

中に、避難所での生活ということで、トイレの整備とか、いろいろとされていたんですけれども、避難所の生活でプライバシーが守られるような、そういう避難所生活ができる資材というのが、どこにどういうふうにあったのかというのは、ちょっと分からないのですけれど、トイレの場合はきちんと訓練で出ていたんですけれども、避難所でこういうふうにきちんとプライバシーも守られて、生活できるんですよというような、そういうのもあったのでしょうか。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

この度、行われました9月1日の県の総合防災訓練の中で、避難所のプライバシーを守るような内容があったのかというような御質問を頂きました。

達田委員が見られた分につきましては、いわゆる実動訓練と言われるものでして、会場でいろいろな救助、救援とかいうものをされていたと思います。

一方、そこの場所から隣には展示がございまして、いろいろな企業団体から最新の避難 所なり、防災機器なりの展示があったところです。

そこで、トイレとかの分もございましたし、簡易テントとか、プライバシーを守るような物の出展もございましたので、広く皆さんに見ていただくことによりまして、こういう物があるんだなとか、例えば自分がこういうような防災対策が家でできて、いざ避難するときには、こういうのが活用できるんだなというのが、多分いろいろな情報が得られ、今後のためになったかと思われます。

達田委員

特に女性なんかで、避難所に居た時に、プライバシーが守られなくて本当に苦労したというような話も聞きます。

そういう中で、簡易にきちんと、ほかの方に見られないような空間を作るというのは大事だと思いますけれども、そういうのを作った上で、見学をされる方が実際に体験して寝てみるとか、この中で過ごしてみるとか、そういうのもできたら参考になると思いますので、場所を取るかも分かりませんけれども、今、段ボールベットとか、いろいろできておりますでしょう。

そういうのを展示していただいて、実際こういうふうな避難生活ができるんですよということを展示していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、もう1点は、避難所の中の生活で、実は東日本でお伺いしたんですが、日頃、訓練はしていたけれども、訓練していた内容の事はできたんですが、全然していなかった事は、さっぱりできなくて、みんなで喧々諤々、話合いから始めたと。具体的に言いますと食料の配分なんですよ。

例えば100人避難していたとして、おにぎりを90個くれましたと。ところが、分けてくれないというのですね。100人分来ないと、来るまで分けられませんと言われて、分けてもらえない。

パンならパンを、人数分来ないと分けてもらえなかったと。最後には、みんなで話合いをして、おにぎりを半分ずつにしたとかあるんですけれども、即、対応ができないんですね。

ということは、避難所で、そういう場面になったときに、寄り集まりですから、どういうふうにしたらいいのかを判断するリーダー的な方がいないんですよね。

食料を分けるときにどうするのか、みんなの分が来るまで待っているのかなんて、そん なことをしていたら、飢え死にしてしまいますので、そういう臨機応変に対応できる避難 所でのリーダー的な人を育てるということは、すごく大事だと思うのです。

ですから、防災の組織とか、いろいろできておりますけれども、実際の避難所で、そういうリーダー的な方を育てていくというのは、どういうふうにされているでしょうか。

今、リーダー的な存在というのが、東日本大震災では、学校の先生が、ものすごく負担をして、ボランティアをやってきて、疲れ果てたという方もたくさんいらっしゃったそうなんですけれども、そういうリーダーを最初から育てていく必要があるのではないかと思

うのですが、いかがでしょうか。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

ただいま、避難所を運営するリーダーの人材育成という御質問を頂きました。

確かに今、達田委員が言われたように、東北のほうでは、小中学校に避難して、そこの校長先生なり教員の方がリーダーになって、いろいろしたけれど、大変疲れたという話もお伺いしまして、そういうことも振り返りから、避難所運営には、地元の方なり自主防災組織なり、そういう方が自主的に運営できるような体制にしたら良いのではないかという御意見もあることは、十分承知いたしております。

それで、県といたしましては、そういう人材育成につきましては、例えば自主防災組織とか、あと防災士等を集めた災害対応訓練とか研修等を実施するとともに、避難所を開設するのは市町村でございますので、市町村の災害対応ということで、いろいろ研修をしております。今年度も市町村の方を対象に、内閣府の研修でございますけれも、防災スペシャリスト研修を、ウェブ動画で何時間も授業を受けたあと、この10月20日には、実際に集まって、いろいろ勉強していただくというような取組もしています。私自らも自主防災組織とかの会に参加して、そういうようなものの御説明をしたという経緯もございますので、あらゆる機会を捉えまして、人材育成については、やっていきたいですし、今日、達田委員から御指摘のありました件につきましても、さらに、そういう視点での人材育成をやっていきたいと考えております。

達田委員

是非、人材育成をよろしくお願いいたします。

それと、防災訓練では、航空機が非常に活躍しておりました。県の防災ヘリ、ドクター ヘリ、それから自衛隊機の輸送訓練とか、たくさんございました。

そういう中で、すごく頼もしい存在だと感じたんですけれども、この防災訓練が始まる前に、姿は見えないんですけれども、3回ぐらいあっちへ行ったり、こっちへ行ったりして、ものすごいごう音が響きました。これは何だったんでしょうか。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

訓練が始まる前のごう音ということで、9月1日の開会の前に、ごう音がしたものと思います。

確かに、音はすれど何も見えずというような状況で、私も確認しました。被災した場合に、まず何よりも被災地の状況を偵察しなければいけない、それも迅速に広範囲にやらなければいけないということで、一番早く現地に到達できるのはジェット機でございます。ごう音につきましては、F-2戦闘機が迅速な広範囲の偵察を行うために、オープニング前に飛んで来ておりまして、そのようなことが発生し、姿が見えなかったという状況になっていたと思われます。

達田委員

上空を見たんですけれども、音があまりにも大きいのでびっくりしたんですが、県南の

方の中には、米軍機が飛んできたのではないかと言っている方もいました。

というのは、何度も米軍機の低空飛行には悩まされておりますので、もしかしたらという思いがあったのかも分かりませんが、ほかのいろいろな航空機でありますとか、機材につきましては、こういう訓練をしております、こういう情報が入っておりますというのが流れるわけですけれども、これは、ごう音をさせただけで、何も情報がなかったと思うのですけれども、何かあったんですか。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

戦闘機による音なんですけれども、実は、これは、まだ訓練が開始する前で、旋回して 待機している時の音でして、実際、訓練が始まって入ってきた時には、トラックビジョン も含めて会場アナウンスは、どういう訓練をしているかというのをさせていただいており ますけれども、多分音が余りにも大きかったので、皆様の耳元には届いていなかったので はないかと思われます。

達田委員

防災訓練に戦闘機が何の役に立つんですか。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

先ほども御説明いたしましたように、今回、海陽町を中心とした所で、南海トラフによる地震により大きな被害が出たと。それをまず一番に、どういう被害を受けているかというのを迅速に把握しなければいけないと。F-2戦闘機ですと迅速で広範囲に、短時間で情報収集できますので、そういう意味で、今回まず被害状況の第一報を入れるということで、F-2戦闘機を飛ばしたということでございます。

達田委員

いち早く非常に広範囲の情報を収集するためというのであれば、その情報を後になって も県民に公開できるのが必要だと思うのですよ。

ですから、この戦闘機がどういう情報を収集してきたのか、どういう役に立ったのかというのを、きちんと県民に明らかにしていただきたいと思いますが、いかかでしょうか。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

訓練ではありますけれども、いろいろな情報収集のために飛ばしてはおります。

ただ、情報収集した内容につきましては、自衛隊の所管する国防とかに関するもので、 どういうようなものが入っているかということもございますし、それと今回、実際に具体 的にどういうようなものをしたかというのは、飽くまでも訓練ですので、実際には目視で やったりということになっているかもしれませんけれども、ただ、本当に災害が起こった ら、いろいろな計器を使いまして、実際に飛んだ空域でいろいろなものを情報収集すると いうことは伺っております。

達田委員

情報収集したというのであれば、どのような情報を収集したのか、戦闘時ではないので すから、災害が起きたときの訓練をしているわけですから、人をどうやって助けられるの か、どういうふうに命を守るのかとか、そういう観点で、どういうふうなことをしたとい うことが、きちんと報告できなければいけないと思うのですよ。

ほかのものは、こういうことをしておりますということがはっきり分かる訓練だったではないですか。だけど、このごう音は何のためだったのかというのがさっぱり分からない。これは、飛んでくださいと言って、県が呼んだのですか。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

F-2戦闘機の飛行に関しましては、訓練の一環ということで、訓練の中で、どのように情報収集をしたら良いかということ、さらに、部隊輸送では、いかに実践に沿った形でヘリコプターを飛ばしたら良いかということなど、総合的に実践に近いような形で、部隊を動かすということを主眼に置きまして、今回の計画をしたものでございます。

達田委員

防災訓練そのものについては、非常に立派な訓練だったと評価をしております。役立て ていただきたいと思います。

しかし、防災訓練に戦闘機を飛ばすということは、もう止めていただきたいということ を言っておきます。

もう1点なんですけれども、知事に対して請願書が出ております。

これが9月28日、陸上自衛隊V22オスプレイが海上自衛隊の艦船への着艦訓練の途中 に、徳島空港に飛来して着陸・給油したことについて、県民に詳細な事実経過を公表する ことなどの請願が出ているんですよね。

これについて、県はどのように対応されたのでしょうか。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

今日の新聞に載っていますとおり、昨日請願を受けております。

それで、基本的には、こうしたオスプレイの運用に関しましては、国の専管事項である 防衛に関することであり、国が安全保障について、あらゆる点を総合的に考慮して、責任 を持って、こういう運用をしたと考えております。

ただ、本県におきましては、県民の皆様の安全安心の確保が最優先であるという考えは変わりございませんので、飛行に当たっては、最大限、安全に配慮すること、不測の事態が発生したら速やかに県と情報共有の上、対応を密に協議すること、この2点につきまして本日の朝、中国四国防衛局に対して申入れを行っております。

達田委員

国の専管事項ということは、軍事訓練なんですよね。こういうことが次々と起こるということは、徳島県の安全性を、皆さん非常に心配されているんです。

県民が生活する街の上空で軍事訓練をされると困るということなんですよね。本当にそのとおりだと思います。

それで、これまで米軍機による低空飛行などにつきましては、総務課が対応するという ことで、苦情受付とか、いろいろな情報の受付をしてくれております。

しかし、自衛隊に関しては、県に窓口がないんですよね。どこへ言っていったらいいか 分からないということがございます。

この請願をどういうふうに、どこが受けてくれたのかというのもあると思うのですけれども、自衛隊機の騒音問題とか、いろいろ県民から上がっているんですけれども、県で受け付けている所はございませんと言われるんです。

そうではなくて、きちんと苦情を受け付けて、防衛省または自衛隊に対して改善してくださいということを言ってくれる部署が必要だと思うのですけれども、そういう部署を構えるという計画はされておりませんでしょうか。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

自衛隊等に関する御意見なりを受ける所ということですけれども、今回のオスプレイに関しましては、昨年度もオスプレイがこちらに飛行してきた時にも、とくしまゼロ作戦課を窓口として受けて対応させていただいております。また、米軍機につきましては、基本的に総務課で対応させていただいております。

ただ、よくあるのが、飛行機が飛んで、米軍やら自衛隊やら分からないという場合もございまして、それで、いろいろ窓口が異なったりして、米軍と思ったら、結局は自衛隊だったとかいうのもあって、多分、そういう関係で窓口がよく分からないという場合もございますので、どこで受けるかにつきましては、それぞれ県の担当部署のほうで適切に対応していきたいと考えております。

達田委員

徳島の空、私たちが住んでいるこの上空、日本全国そうですけれども、軍事訓練のため に使われたくない、これが私の思いでございます。

ですから、こういう声をきちんと受け止めていただく所、本当に今、騒音だけでもすご く苦情があるわけなんです。

こういうことを受け止めていただく部署を県の中にきちんと作っていただいて、そして ここへ言っていただいたら国に言ってくれるのだなという、安心できる状況を作っていた だきたいということを申し上げて終わります。

仁木委員

いろいろと議論を聞いていまして思いますことは、県民の中にも、いろいろな意見があると思うのですよね。

皆さん全てが同じではないと思うので、私は、真ん中の立場で聞きたいのですけれど、 今、達田委員がおっしゃっていたところで、思ったのは、結局訓練に使ったのだったら、 実際の時も情報収集の第一線にF-2戦闘機を使うのかという話が、そうなのかそうでな いのかを聞いたら、真ん中の立場はストンと落ちるわけなんですよ。その点ちょっと確認 だけさせてください。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

実際、被災が起こった時、F-2戦闘機を使うのかという御質問でございますが、迅速、広範囲にできるので使うというふうには聞いております。

仁木委員

使うというふうに聞いておりますということは、全国多分そういう方針ということでよ ろしいのよね。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

そういう方針で運用しているとお伺いはしております。

仁木委員

はい、分かりました。

国においても、そういった災害の有事の際において、情報収集というのは大事だとは思 うのですね。

国が情報収集をするために、そうやってされるということなのであれば、その情報を基 に我々県においても、県民においても、そういった情報共有をしていただいた上で、対応 していただかないといけないと。

一番最初の火事は最初の3分とか言いますけれども、そういった初動体制を整えていただくためには、そういった運用で決まっているのだったら、進めていただかなければならないものでないのかと、真ん中の立場として申し上げておきたいと思います。

私からの質問に入りますが、まずは今まで議論のありました中で、南部防災館の指定管理が出てきておりますけれども、募集要項の配布団体数が1、現地説明会参加団体数が0、申請団体数が1というような形で、実質1団体が興味を持たれて、1団体が申請していると。現場は見ていないということは、継続的なものなのかなと見受けられるのですけれども、その点はどんなものか。また、これは過去の事例でもいいのですけれども、指定管理料の規模について、お教えいただければと思います。

松本事前復興室長

ただいま、仁木委員より、南部防災館に係る指定管理の状況につきまして御質問を頂きました。

今回、募集要項の配布団体が1、申請団体が1というお話でございますが、実際に選定委員会につきまして、10月中旬に行うようにしておりまして、指定管理者の候補につきましては、11月定例会で御報告させていただくように考えております。

また、指定管理料の規模でございますが、指定管理者の募集要項におきまして、今回、 令和6年度から令和10年度までの指定管理ということになっておりまして、トータル税込 みで、6,264万6,100円を基準額にしております。

仁木委員

6,200万円ということで、5年間が6,200万円と読み取れると思うのですけれど、これは

規模的なものですけれども、実績として、指定管理が切れる5年前に予算編成されてから やられていると思うのですけれども、当時と物価の上昇率というのは違うと思うのですよ ね。

人件費についても、賃上げ賃上げと言っている中で、給料を上げている中で、その点についても状況というのは違ってくると思うのです。

そこら辺の考慮というのは、県の指定管理の全てにおいて言えることだと思うのです。 今日は、これの報告が出てきたので、これについて聞きますけれども、そういう物価上 昇、物価スライド等々について、予算規模というのは変動して見られているのかどうかと いうことをお教え願いたいと思います。

松本事前復興室長

ただいま、仁木委員より、南部防災館の前回に比べた物価スライド等の反映ということ につきまして御質問を頂きました。

平成31年度、令和元年度から令和5年度までの指定管理料につきましては、トータルで6,170万2,300円、今回基準額としては6,264万円ということで、この中に光熱費の高騰ですとか、そのようなものも反映させていただきまして、基準額を設定しているところでございます。

仁木委員

単純に、この物価スライドは1.3パーセントとか、実際にそういった状況というのはあると思うのですよね。

ですから、そういった部分は、物価スライド等々考慮していただくというのは確実な話なんですけれども、現場がしっかりと運営できるようにしていただくということを心掛けていただきたいなと。これは、全庁横断的にお願いしたいということは申し添えたいと思っております。

次なんですけれども、先ほど山西委員から、薬の自己負担額9,000円と言ったら、なかなか迷うという話があるのですよね。

これは、実際そうだと思うのですけれども、そういった中で、重症化率とか死亡率というのが本当に落ち着いてきているというのは分かるのですけれども、一番大切なのは、重症率というのはゼロに限りなく近いのかどうかというところが、その議論の判断基準になってくると思うのですけれども、今の状況というのは、県は把握されているのか、お教え願えますでしょうか。

井口感染症対策課長

現在の重症者であるとか、入院者の状況でございます。

現在、県で確保している病床のうち、約12床が重症者病床ということで確保してございまして、現在は4床程度の使用というところでございます。

4 床程度まで使用していたというところでございますので、相対的に見て、多くの重症者がいたというような状況ではないと考えているところでございます。

仁木委員

このコロナ受入れ病床が一番最初にあった時は、4床ぐらいからスタートしたはずなんですよね。

こういった状況に戻ってきている中でも、こういう薬というのは必要な人は必要だと思うのですね。例えば、基礎疾患を持たれている方、これは過去から言われている話でありますけれども、そういった対象の人数がどれぐらいいるか、どれぐらいの規模があるかということを想定しておかなかったら、そういったところは調査をしておいていただきたいのですよね。井口感染症対策課長が首をかしげられているということは、把握されていないというふうに思いますからね。

実質的な予算としていけるのか、いけないのかも、そういったところは、規模が分からなかったらできないと思いますので、情報の収集というのは、お願いしておきたいということを申し添えたいと思います。

あと、皆さんが質問した件を、後を追って申し訳ないのですけれども、いわゆる救急車の適正利用というのが一番大事だという話があったのですけれども、適正利用の言葉の反対語というのは不適正利用かなと思うのです。この不適正な利用が全国的に言われていますよね。都会のほうにおいては言われているのですけれども、本県においても不適正利用というのは、救急の遅れを取るような、影響するぐらいの数があるという判断だからこそ、先ほどのような答弁だったのかどうか、お聞かせいただきたい。

林消防保安課長

ただいま、仁木委員から、救急車の不適正利用について御質問を頂いたところでございます。先ほども少し申し上げさせていただきましたが、統計的には、現在、救急搬送件数のうち約4割の方が入院を要さない軽症者ということで、真に救急車が必要な方に優先的に救急車を利用していただきたいという考えの下で、適正利用は重要だということを申し上げさせていただいたところでございます。

仁木委員

全体の4割が軽症者だと。そうやって言ってくれると非常に分かりやすいのですよね。 だから、先ほどの答弁というのは正におっしゃるとおりで、#何とかという所にまず確認 してというのもよく分かります。

その上で、それ以外の何らかの方策というか、対処策というのはないのかということが、先ほどの議論で気になったわけなのですね。

適正利用以外で想定されるもので、何かあるかどうかというのを、考えられるものがあるのでしたらお教え願いたいと思います。

林消防保安課長

救急車の適正利用以外で想定されるものについて、御質問を頂いたところでございます。消防・救急業務は、各市町村消防本部関係の職務の原則があり、各市町村がその人員、財源を活用して区域内における当該業務を果たすべき責任を有するところではございます。一方、先ほども御説明させていただいたとおり、一市町村、一消防本部のみでは救

急対応が困難という場合は、当然他の市町村や消防本部に応援要請をしているところですが、応援先がなかなか見付からないときは、県が積極的に調整役として間に入って、調整をしてまいりたい。そういった応援先の調整支援を県が積極的に行ってまいりたいと考えております。

仁木委員

積極的に支援を頂ければと思います。

先ほどの議論を聞いていましたら、適正利用、不適正利用が全てだみたいな感じだった ので、何かないのかなと思って、お聞かせいただきましたので、是非ともサポートをして いただきますようにお願いしたいと思います。

あと、2点あります。一つは病床数の関係。先ほどもありましたが、私は6月議会でも申し上げたのですけれども、これまでコロナの病床というのは、税金を投入してから一気にドーンと作っていったというところがあるという話はさせていただいた上で、いわゆるハイブリッド病床、通常時の病床と非常事態のときの病床というのは、一旦設備の投資はできているわけですから、そういった形で、ハイブリッドの病床を確保するべきではないのかということをずっと申し上げているわけでございますが、その点、何らかの御検討を頂いているのかどうか。また、どういった形になっているのかということをお教え願えればと思います。

井口感染症対策課長

ハイブリッド病床についての御質問でございます。

現在、県では感染症法の改正に併せまして、感染症の予防計画の改定作業に掛かっているところでございます。

こちらにつきましては、新型コロナに対応していただきました先生方とか関係者の団体の方に参画していただいています感染症対策連携協議会という所で、中身を協議しているところでございます。

先ほど触れましたが、この予防計画につきましては、次の新興・再興感染症に備えまして、平時の体制、それから新たな感染症が発生してから1か月、2か月、3か月というような期間を区切った段階で、どれぐらいの所が外来対応できるかとか、入院体制を整えられるかというようなところを現在、計画として策定しているところでございます。

そちらのほうにつきましては、例えば1か月程度で、今まで協力いただいている重点医療機関を中心に、コロナの経験等も踏まえまして、通常医療の中から、病床をどれぐらい転換をしていくかというようなところを、数値目標として掲げる予定にしております。

現在は、医療機関に照会もさせていただきながら、早ければ、今年度末から来年度に掛けまして、県内の医療機関と協定という形で巻いていくということになっておりますので、また全体像につきましては、予防計画の中で、現在協議中でございますので、そちらの中で明らかにさせていただければと考えております。

仁木委員

ハイブリッド病床という観点で、多分ですけれど、県議会で私が初めて言ったと思うの

ですよね。1年も前からずっと言っていて、いよいよそうやって動いてくれるのは、非常に有り難いです。

今、立てていただいている計画が出来上がったら報告してほしい。どういった形で、次の新興感染症に備えるのか。一番最初は、病床の確保、確保でずっと大変だったわけですから、どういった計画が出来上がったのか、また教えていただきたいと思いますので、その点はお願いをしておきたいと思います。

最後ですけれども、鳴門病院のドクターへリの予算が今、既決予算内ではできるのだけれども、ヘリポートと防潮壁をセットで計画をしていた部分の予算を、物価の高騰によって、防潮壁を除いて、両方の部分を想定した既決予算内でヘリポートのみをしますというような報告を受けているわけですけれども、なぜこれを聞くかと言ったら、既決予算で二つやる予算を認めているのですが、それが一つ、防潮壁を止めてヘリポートのみになりました。ということは、防潮壁部分は、後に、予算を追加で上げていただくようになってくると思うので、どんな状況なのか詳しく教えていただければと思います。

柴田広域医療室長

鳴門病院におきましては、災害拠点病院としての災害対応力の強化を図るために、ヘリポート及び津波防潮壁の整備をすることとしておりまして、これまでに13億5,900万円の予算をお認めいただき、今年度の一体的な着工に向け、準備を進めることとしていたところでございます。

しかしながら、その後におけます建設資材価格等の高騰への対応、あるいは地盤調査結果におけます防潮壁基礎工事の見直し、またヘリポートの更なる災害対応機能の強化などによりまして、当初計画から4億9,000万円程度の増額を見込んでおります。この増加額のうち、物価高騰による影響額は2億3,000万円程度となっております。

また、令和5年2月に、国が南海トラフ巨大地震に係る被害想定の見直しに向けました 検討の開始を発表したことにより、本県におきましても津波浸水被害想定等の見直しに着 手することになったことを踏まえ、整備スケジュールを見直すことにいたしました。

具体的には、ヘリポートにつきましてはドクターヘリによる救急搬送時間の短縮など、 平時からも利点を有しますため、早期の整備に向け先行して工事を着手することとし、津 波防潮壁につきましては、県の被害想定の見直しの進捗状況を踏まえ、設計・構造などの 見直しを行った上で、工事を行う必要がございますため、防潮壁に要する整備費につきま しては、設計が決まり次第、改めて予算要求をさせていただきたいと考えております。

仁木委員

これは、浸水想定の部分も今、見直しが国から始まって、県もしていただいていますから、仕方がないわけでございます。

その中で、私が今日聞きたかったのは、物価の上昇率がどのぐらいなのかなということで、二億幾らということなので、すごいなと思うのですよ。

これは、プラスそれ以外に設計部分も一部変更されるとか、いろいろあると思います。 それで既決予算の十三億幾らの内でやりますよというお話なんですけれども、そういった 形で柔軟に対応ができるのであったら、私は従来から申し上げているのですけれど、夜間 のドクターへリの離発着ができる設備ぐらいはできるのではないかと想定するわけなんで すよね。

関西広域連合においても、夜間のドクターへリの運航について議論にもなっていて、知事が集まる委員会においても、そういった方針がこの前新聞でも出ていたような形となっておりますけれども、六億幾ら、八億幾ら掛けられたヘリポートがどういったものなのかというのが、すごく気になるのですね。

普通に考えて、それだけのお金を掛けたらすごいものだろうなと。我々が思うヘリの離発着と言ったら、コンクリートを打って、一番重い自衛隊のヘリコプターに耐えられるぐらいのコンクリートの厚さが要るという部分で言ったって、何立方メートルのコンクリートが要るかなぐらいの話になってくるので。

実は、阿南市の消防本部の所にヘリポートを作っても、一番大事な自衛隊のヘリコプターが離発着できない薄いコンクリートらしくて、市議会の時に、予算審議したにもかかわらず、有事に、一番大事な自衛隊のヘリコプターが離発着できないという状況があるんですよね。だから聞かせてもらうのです。

八億幾ら、既決予算で言ったら十三億幾らあるのだから、どういったものができるのかなと。私が思うのは、すごい何か最新のヘリポートができるのではないかと思いますので、どんなものか、また夜間の離発着の装備ができているのかどうか、お教え願いたいと思います。

柴田広域医療室長

御質問を頂きましたヘリポートの整備におきましては、4階の構造で計画しておりまして、まず1階部分には非常用の自家発電機と駐車場、2階に相当する部分にはフロアを設けず、3階部分に災害用の備蓄倉庫及びDMATの活動スペース、そして4階部分に自衛隊などの大型ヘリコプターも着陸可能な駐機場を予定しております。

鳴門病院は、鳴門市や板野郡で唯一の災害拠点病院として、発災時におけます災害対応機能の更なる向上を図るため、ヘリポートの下の空間を最大限に活用することとし、3階部分に災害用の備蓄倉庫を増設し、地元住民の避難に備えました備蓄スペースを確保し、さらにDMATなどの活動スペースを拡大し、受援体制を強化しております。

また、ドクターへリによる救急搬送患者の風雨対策への配慮として、渡り廊下でヘリポートと病棟の3階を接続することにしておりまして、こうした地域住民の安心安全に資するよう設計の見直しを行ったところでございます。

仁木委員

今、お聞きしましたら、ただのヘリポートではなくて4階建てのヘリポートということで、それはお金が掛かるなというのは分かりましたが、私がお聞きしている夜間の離発着ができるような部分というのは、無いのですね。

柴田広域医療室長

夜間運航につきましては、ドクターヘリの安全性の確保というのが重要になってまいりますので、事故防止のための全国統一的な基準の整備が、まず必要と考えております。

その上で、照明設備でありますとか、パイロット、整備士の確保、基地病院におけます 搭乗医師や看護師の確保など、解決には困難な課題が数多くあると認識しております。

このため、今回のヘリポートにおきましては、夜間の対応に向けた設備というのは予定しておりませんが、今後とも、国や関係団体の夜間運航に向けた動向を注視しますとともに、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

仁木委員

全国的なというのは分かるのですけれども、災害発生のときも想定しているのであった ら、少なくとも自衛隊は夜間に飛んでいるわけですよね。

だから、災害を想定しているのであったら、そういった部分は必要ではないのかと私は 思うわけなのですよね。

ただ救急搬送を想定しているのであったら、現状は、関西広域連合のドクターへリが夜間は運航していませんと言って説明していただいたら納得はするのです。けれど、災害時にも利用するのでしょう。だったら、今からでも既決予算で、照明設備とか何かできるのではないかなと私は思うのですよ。

どうせ作るなら、箱だけ作るというよりも、きっちりとしたヘリポートとして、我々は 予算を審議していたわけなので、これで防潮壁は止めるのでしょう、ヘリポートだけにす るのでしょう。十三億幾らで回せるのだから、それならそれで、きっちりとした良いもの を作ってもらったらどうかなと思うのですよね。

その点、いかがですか。自衛隊のヘリコプターが離発着できるような設備になっていないのだったら、夜間も含めて、そういった部分に改めていただければと思いますけれども、見解をお聞かせください。

柴田広域医療室長

夜間運航につきましての御質問を頂きました。

先ほどもお答えした繰り返しになりますけれども、安全性の確保というところが、業界 団体の研究の中でも言われておりますし、国の研究も今、途上でございます。

こうしたものを注視しながら、安全性の確保がもう少し図られて、その上で検討すべき と考えております。

仁木委員

何度も言いますけれど、私はドクターヘリに限って言っているわけではないので、先ほども申し上げましたけれど、阿南市は自衛隊のヘリコプターが離発着できない。作ったあとから分かった話なんですよね。そういうことのないようにしてほしい。

改めて今後、必要になってくる部分も既決予算なんだったら13億円まであるんでしょう。八億幾らだったら、まだいけますよね。せっかく認めている予算で、もったいないなと思うわけなんです。それで、物価が高いから防潮壁を止めてと言ったら、議会は何も言わないのでしょう。それは認めているからですね。良いものにしてくださいということを申し上げておきたいと思います。

この点で、確認しておきたいのが、県が所有、管理しているもので、夜間にヘリコプ

ターが離発着できるヘリポートというのが有るのか無いのかを教えていただきたいのが一つ。

それともう一つは、先ほどの鳴門病院のヘリポートに、1階か地下に発電機があるという話を聞いております。これは、津波の防潮壁をしなければいけないような所なのに、1階に発電機があったら、福島県の原子力発電所みたいにならないですかということは気になります。

聞きましたら、隣の鳴門病院の発電機も地下か1階かにあるという話ですので、その点、私が言っていることが、もし事実なのであったら、少なくともヘリポートの発電機だけは、少し上のほうに設置したら良いのではないかと思いますので、まだ設計途中、工事発注するのであったら、そういった部分をお考えになられたほうが良いのではないかということでございますので、その2点についてお聞かせいただければと思います。

柴田広域医療室長

非常用自家発電機につきましては、鳴門病院本体の自家発電機については、3階に設置 してございます。

今回のヘリポートについてでございますが、津波被害を受けない上層階へ設置しようと した場合には、その荷重に耐えうる建物の建築費用が高額となりますことから、1階部分 に設置し、津波防潮壁の整備により浸水対策を行うこととしていたところでございます。

しかし今回、ヘリポートの整備を先行することに伴いまして、津波防潮壁が完成するまでの間、仁木委員がお話しのように、浸水対策を講じる必要がございます。

このため、非常用自家発電機の周囲を囲うコンクリート壁を、現時点での浸水想定を上回る高さまでかさ上げをすることとしておりまして、浸水被害を受けないよう措置を講じていく予定でございます。

また、ドクターへリに関しましては、現在、県内に夜間に発着できる所はございません。

仁木委員

再確認したら鳴門病院は3階と。津波防潮壁ができるまでは、ヘリポートはコンクリート壁を浸水想定よりも上にするということでございますので、その点は、良かったのではないかなと思います。

夜間の離発着の問題については、自治体も意識していただかなかったらいけないと思う のですよね。

地域医療の観点からしても、ドクターヘリが必要なのはへき地であるとか、離島であるとか、そういった所なんですよね。そういった所は廃校が多いわけなんですね。

どういう所にヘリポートが要るかと言ったら、そもそも廃校跡が一番効率が良いのですよね。だから、自治体としては、そういったヘリポートになり得る所というのは持たれているはずです。

夜間のドクターへリの離発着というのは、救急搬送はまずは研修とか、いろいろなもの も必要かも知れません。計器も必要かも知れない。でも、離発着できる所を構えていた ら、緊急時に判断によってできるわけなんですよね。 ですから、ドクターヘリのヘリポートを今後、こういった形で予算を掛けるのであったら、せっかくなので、そういった設備についても導入していっていただく観点で協議していただけたらと思いますので、その点を申し上げて、私からの質問とさせていただきます。

北島委員長

ほかに、ございませんか。 (「なし」と言う者あり)

これをもって、防災・感染症対策特別委員会を閉会いたします。(12時31分)